国保だより

「香美市特定健康診査等実施計画」を策定しました（その2）

　香美市が実施主体となって行う特定健診・特定保健指導は、「香美市特定健康診査等実施計画」に基づき実施しています。今回は、特定健康診査・特定保健指導の平成24年度達成目標についてご紹介します。

【達成目標】
　国の基本指針が示す目標値に即し、計画期間の最終年度である平成24年度数値目標を表１の通り設定します。

表1　香美市における年度別目標実施率

項　　目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健康診査実施率	40 ％	45 ％	55 ％	60 ％	65 ％
特定保健指導実施率	25 ％	30 ％	35 ％	40 ％	45 ％
メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率	基準年	－	－	－	10 ％

【特定健診対象者（40～74歳）数の推計】

項　　目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
40～70歳被保険者（対象者全体の推計）(a)	6,893人	6,804人	6,715人	6,629人	6,544人
目標健診実施率 (b)	40 ％	45 ％	55 ％	60 ％	65 ％
想定実施者数 (a)-(b)=(c)	2,757人	3,062人	3,694人	3,978人	4,254人
事業主健診等の受診が見込まれる者 (d)	363人	359人	355人	351人	346人
予定実施者数 (c)-(d)=(e)	2,394人	2,703人	3,339人	3,627人	3,908人

【受診率向上等に向けて】

（1）事業実施体制の充実

ア．庁内実施体制の充実

　市において実施するがん検診、生活機能評価、後期高齢者における健康診査等と連携し、事業の管理・運営および事業評価の体制の確保を図るとともに、事務事業の連携および実施体制の充実に努めます。

　また、生活習慣病対策に広く取り組んでいくため、健康相談等のポピュレーションアプローチ（健康づくりの国民運動化）を担う衛生部門との連携を一層図ります。

イ．受診率の向上

　受診者の利便性と継続した受診機会の確保のため、生活習慣および被保険者のニーズの把握に努めるとともに、受診しやすい環境づくり、受診勧奨等を行い、受診率の向上を図ります。

　管内の医療機関とも連携し、個別健診を効率的・効果的に実施できる体制の充実に努めていきます。また、医療機関における生活習慣病等の医学的管理を今後も実施していただくこと、また、健診実施医療機関による特定保健指導の該当者への特定保健指導参加の勧奨を促していただくよう連携していきます。

ウ．特定保健指導実施者の資質向上

　特定健康診査および特定保健指導に従事する職員の、専門職としての資質向上を図り、保健事業の充実・強化に努めます。

（2）計画の推進に向けて

　被保険者の疾病予防、健康の保持増進に取り組んでいくため、地域医療関係・各種団体等との連携を図り、市民協働による取り組みを推進します。

　次回9月号のシリーズ最終は、「特定健康診査等実施計画の概要～実施方法～」についてご紹介します。

【問い合わせ先】
保険課　国保係
☎53－3115

後期高齢者医療（長寿医療）のお知らせ

会社などの健康保険の被扶養者（扶養家族）であった場合は2年間保険料が軽減します

すでに後期高齢者医療の被保険者となられた方や、これから75歳の誕生日を迎え被保険者となられる方で、被保険者となる前日に会社などの健康保険の扶養家族となっていた方は、加入時から2年間は保険料が軽減（※）されることとなっています。

（※）加入時から2年間は被保険者均等割額が5割軽減されます。さらに、平成20年度に限り特例措置として、4月から9月までの半年間は保険料の負担がなく、10月から21年3月までの半年間は、被保険者均等割額は9割軽減されます。

①保険料が軽減されるには…

会社などの健康保険に、被扶養者（扶養家族）の資格の喪失届が提出されていることが必要となります。

②被扶養者（扶養家族）の資格喪失届が提出されているかの確認をする場合には…

会社または、健康保険に加入されているご家族（健康保険の被保険者本人）にご確認ください。

③現在、被扶養者（扶養家族）の資格の喪失届が提出されていない場合には…

加入されていた健康保険の会社などに、資格の喪失届を提出していただくことが必要となります。

※資格の喪失届に、居住地の住所や生年月日が正確に記載されないと確認できないことになります。

なお、保険料が軽減されているかどうか、7月にお送りしました「保険料額賦課決定通知書」でご確認ください。

口座振替でのお支払いが可能となります（一部の方のみ）

後期高齢者医療制度の保険料の納付は原則年金からの特別徴収（天引き）となっていましたが、次の要件に該当する対象者の方は、口座振替により支払いいただくことが可能となります。

事前に金融機関の窓口にて保険料の口座振替の手続を行っていただいたうえで、「ご本人控え」をお持ちいただき、市役所保険課の窓口へお申し出ください。

【対象】

本年4月より年金からお支払いいただいている方、または本年10月より年金からお支払いいただく予定となっている方で、次の①または②のいずれかの要件を満たす方

①この2年間、国民健康保険税の滞納がない方（本人の口座から納付する場合のみ）

②年金収入が１８０万円未満の方で、代わりに納めてくれる世帯主または配偶者の口座より納付する場合

●8月15日までにお申し出いただいた場合、9月から口座振替により納付いただくことになります。その際には、9月上旬頃に今後の納期が記載された納入通知書を送付させていただきますので、ご確認ください。

窓口にお申し出いただいた後、速やかに10月分の年金からのお支払いを中止する手続きを行いますが、8月15日を過ぎてお申し出いただいた場合は、10月分の中止手続きに間に合いませんので、お申し出いただく時期により12月分以降の年金から中止させていただくことになります。ご了承ください。

普通徴収（納付書）で納付していただく方へ

普通徴収の方は、預金口座からの口座振替制度がご利用いただけます。ご希望の方は、市内金融機関の窓口で申し込みをお願いします。

【問い合わせ先】

保険課　医療年金係
☎53－３１１５

アンケートへの協力のお願い

－香美市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定－

平成21年度から平成23年度を計画期間とする次期「老人計画」と「介護保険事業計画」の策定を行います。この計画策定にあたり皆さんの生活状況や介護保険サービスに関する状況、福祉サービスへのご要望などをお聞かせいただき、今後の香美市の高齢者福祉施策および介護保険事業計画に反映させるためのアンケート調査を行います。

アンケート調査が送付された方は調査にご協力ください。よろしくお願いします。

【問い合わせ先】

福祉事務所　福祉係
☎53－３１１７
地域包括支援センター
☎53－３１２７
保険課　介護保険係
☎53－３１１５